

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）（第二条関係）	
○ 【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）（第三条関係）	
○ 【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	
○ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）（第四条関係）	
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第五条関係）	
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第六条関係）	
○ 【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）（抄）（第七条関係）	
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）（抄）（第八条関係）	
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十五条関係）	
○ 【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	
○ 【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）（附則第十七条関係）	

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）（附則第十七条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）（附則第十七条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（附則第十七条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（附則第十八条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）（附則第十九条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）（附則第二十条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（附則第二十一条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第二十二条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第二十三条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）（附則第二十四条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第三百四十四号）（抄）（附則第二十五条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）（附則第二十六条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）（抄）（附則第二十七条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）（抄）（附則第二十八条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行】

- 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百七十二号）（抄）（附則第二十九条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行】

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百二十五号）（抄）（附則第三十条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）（抄）（附則第三十一条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）（抄）（附則第三十二条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行】

- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）（抄）（附則第三十二条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）（抄）（附則第三十四条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）（抄）（附則第三十五条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】

- 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）（抄）（附則第三十六条関係）

【公布日から二年以内に政令で定める日施行】

○

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第三十七条関係）

【公布日から一年以内に政令で定める日施行】